

# 第14回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年8月29日(木曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	3番 西良 利彦	4番 前原 良行	5番 金西 章
6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱	9番 樋富 美行
10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	12番 増井 道宏	14番 川瀬 益栄
16番 井村 美江	17番 森 博之		

(農業委員の欠席者)

2番 朝日 貴光	13番 服部 雅基	15番 船越 康博	18番 村岡 宇都美
19番 青木 正廣			

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
4区 柳生 敬治	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 雲井 正博
7区 森吉 憲三	7区 徳山 守	8区 手塚 博	10区 宮城 仁
10区 里村 雅博			

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

6区 市山 賢光	9区 岡崎 勢一	9区 吉積 幸二
----------	----------	----------

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」

その他

「小松島市農地移動適正化あっせん基準」及び「小松島市農地移動適正化あっせん基準細則」の一部改正について

総会開始 午後1時30分

#### 職務代理者（豊田副会長）

本日は、青木会長が体調不良による欠席のため、代わりに、職務代理者として、会議の進行をさせていただきます、副会長の豊田です。よろしくお願いたします。

それでは、小松島市農業委員会 第14回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、6番原美智子委員、14番川瀬益栄委員をご指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、2番朝日委員、13番服部委員、15番船越委員、18番村岡委員、19番青木委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

#### 事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

#### 職務代理者（豊田副会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田2筆、合計面積1,215㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、もともと、譲渡人と譲受人が、持ち分2分の1ずつで、共有で所有しておりました。譲渡人は、譲受人の義理の弟にあたるのですが、義理の弟は、県外在住で、今後も県内に戻ってくる見込みがないことから、自分の持ち分を譲受人に贈与したいと希望し、この度、農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

#### 職務代理者（豊田副会長）

担当は、私ですので、補足させていただきます。

現地に行ってきました。農地から農地への移転ですし、今も農業をしている方なので、全く問題はないかと思います。宜しくお願いたします。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**職務代理者（豊田副会長）**

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

**事務局（次長）**

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は2件、2筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

「農用地利用集積計画」は、地域計画が策定されるまでは従来どおりの手続きとなりますので、今回、利用権設定の申し出のあった農地が改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしているかどうかを基準といたします。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございまして、これらの基準を満たしているものと考えます。

4ページの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

**職務代理者（豊田副会長）**

ただいま、事務局より説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**職務代理者（豊田副会長）**

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第2号については、可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議案外について事務局より報告をお願いします。

### 事務局（次長）

議案書の5ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、転用面積236㎡、転用目的は公衆用道路での4条届出となります。先月の総会でご報告させていただいた、4条届出の住宅の手前の道路でございまして、13年ほど前にこの辺りを分譲住宅地とした際に、公衆用道路に転用したということでございます。すでに転用していたということから、始末書を添付しております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、転用面積は27㎡のうち3.6㎡、転用目的は、農業用倉庫での届出となります。法令上、200㎡未満の農業用施設の転用は、許可が不要とされておりますので、農業委員会に所定の届出をしてもらっております。

現地は、バイパス沿いの小規模な農地ですが、近くに自身や親族の農地があり、農業用の機械器具を保管する倉庫を建てたいとのこととございます。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数3件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番から3番は、所有者が違いますが同一利用となっておりますので、まとめてご説明させていただきます。4筆の合計転用面積は、3,109㎡で、宅地分譲を目的とした5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

報告は、以上です。

#### 職務代理者（豊田副会長）

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。  
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 職務代理者（豊田副会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の「小松島市農地移動適正化あっせん基準及び小松島市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

令和5年3月30日付けで、国の「農地移動適正化あっせん事業実施要領」及び「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」が一部改正されたことに伴い、小松島市農業委員会で運用しております「小松島市農地移動適正化あっせん基準及び基準細則」を改正させていただきます。

改正の内容についてご説明する前に、「農地のあっせん」についてご説明いたします。簡単に申し上げますと、農業経営の規模の拡大や農地の集団化など、農地保有の合理化を図ることを目的として、農地の出し手と受け手の間に入って結びつける役割を担うということでございます。担当は推進委員さんになりますので、地域によって、総会であっせん委員を1名以上指名させていただき、要件を満たした受け手の候補者の方との調整をしていただくということになります。

なお、あっせんが成立すると、農地を売った方は、譲渡所得から800万円の特別控除が受けられることとなっております。

詳しくは、また、あっせんの案件が出た際にご説明させていただきたいと思っております。

それでは、改正の内容について、ご説明させていただきます。今回の改正の大きなポイントは、地域計画の策定でございます。地域計画が策定されますと、特定の農地に耕作者が位置付けられることとなりますので、地域計画に沿っていないと、自由に売買などができない可能性がございます。そこで、国のあっせん事業実施要領の中で、地域計画との整合性を取るための改正が行われた、ということになります。先ほど、冒頭で、国の改正が昨年3月30日付けで行われたと申し上げましたが、対応が遅くなり申し訳なかったのですが、小松島市では、地域計画はまだ策定されていないことから、この点に関しては実質的な支障は生じていないということで、ご容赦いただければと思います。

ただ、この度の大きな改正は、地域計画関連ではございますが、この改正の機会に、全体的に誤字等の体裁を整えたり、国の要領に内容を合わせたいと考えまして、事務局案を作成させていただいております。委員のみなさまのご意見をいただきまして、基準をより良い、使いやすいものにできたらと思っておりますので、宜しく願いいたします。

なお、この基準は、本日、改正について、総会でお諮りした後、県に提出し、県の承認を受けてから、運用開始となります。

それでは、お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。資料として、改正案とそれぞれの新旧対照表をお配りしておりますが、新旧対照表を使用の方がわかりやすいと思っておりますので、まず、資料①、あっせん基準の新旧対照表をご覧ください。表の左側が改正後の基準で、右側が改正前の基準となります。新旧対照表は、改正前後の内容を並べて比較することで、何が変わったのかをわかりやすく示したものとなります。変更等があった箇所には下線を引いておりま

す。

なお、今回の改正は、概ね、国の「要領」や「要領の運用について」に表現や内容を合わせるための改正となっておりますので、細かい説明は省略させていただきます、主な部分についてご説明させていただきます。

それでは、まず、資料①の1ページの上段、趣旨について、改正前は、農用地について説明しているため、かなり長い条文になっていたのですが、左側の改正後では文章を簡潔にし、引用を国の「要領」に加えて、国の「要領の運用について」も追加で記載しております。

次に、2ページの上段の1番、あっせん対象農用地等、とあります。改正前は、「農振法第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内で、同法第8条第2項により定められた農用地区域内の農用地等とする」と規定しておりましたが、表現を国の「要領の運用について」に合わせて変更させていただきました。

続きまして、同じく2ページの2番、農用地等の権利を取得させるべき者ですが、こちらは国の「要領」が改正後の内容に変更になりまして、前は、農業を営む者の他に、農地中間管理機構や農業者年金基金という記載があったのですが、それらがなくなりましたので、合わせての改正となります。

それでは、次に、2ページの下段、3番、農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者についての要件、をご覧ください。改正前の(1)から(3)の部分は、国の「要領」にはなく、小松島市が設けていた部分となります。内容につきましては、(1)が、農業経営には、青壮年の家族農業従事者がいるものであること、(2)は、農業経営の経営主か農業後継者で、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、(3)が、農業経営の経営主が60才以上であるときは、後継者が農業に従事しているか、従事する見込みがあること、と規定されておりました。これらの規定は、現在の国の「要領」には記載がございませんので、今回の改正で削除させていただきました。

ただ、国の「要領」には、3ページの下段の改正後の(1)の、「農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となることを志向する農業を営む者…」という規定がございますので、この規定を新設しまして、改正前の(4)から(6)がそれぞれ、(2)から(4)に繰り上がっております。なお、(2)の変更は、省略させていただきます。

続きまして、4ページの下段からの4番、農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの優先順位ですが、これは、国の「要領」に合わせて、認定農業者と認定就農者を優先するというので、変更しております。2ページの2番で、農地中間管理機構や農業者年金基金の記載がなくなったための変更かと思われま。

5ページの5番は、説明を省略させていただきます。

6ページの7番は、地域計画の関連となりますので、新設された条文でございます。

今までに、あっせんの優先順位などについての規定がございましたが、地域計画の区域内では、耕作者が位置付けられている場合や市が地域計画を変更することが見込まれる場合に、変更後の地域計画で、新たな耕作者が位置付けられるときはそれらの耕作者にあっせんすること、また、地域計画で、耕作者がまだ位置付けられていない場合などは、地域計画の達成に資する者へあっせんすること、と規定されております。

なお、7ページの改正後の8番以降は、新設された条文があったため、1番ずつ繰り下がるようになります。

7ページの中段、改正後の8番はあっせん譲受け等候補者名簿の作成ですが、この規定の最後に、農業を担う者として、地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす、という文言を国の「要領」に合わせて追加しております。

7ページ下段からの改正後の9番、あっせんは、(1)から(14)までございますが、(1)は国の「要領」に表現を合わせる形での変更となります。(2)から(7)までは変更がないため省

略させていただきまして、(8)は、押印につきましては、令和3年度にあっせん基準を改正した際に押印を廃止しているのですが、この部分がそのままになっておりましたので、今回削除いたします。また、署名につきましては、国の「要領」にこの部分の記載がないことから、併せて削除することとしております。(9)と(11)、(14)は省略させていただきまして、(12)の署名押印も先ほどの(8)と同様の理由により、削除としております。

次に、10ページの、改正後の11番も省略させていただきます。

あっせん基準の一部改正につきましては、以上となります。

続きまして、資料②をお願いいたします。あっせん基準細則の一部改正について、ご説明させていただきます。

こちらの新旧対照表も、左側が改正後、右側が改正前となっております。

1ページ目の1番と2番につきましては、省略させていただきます。

1ページ目の3番につきましては、先にご説明したあっせん基準の方の3番で、「農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者についての要件について」、を改正してございまして、この内容に関わる変更となります。あっせん基準の3番の(1)で、あっせん候補者となる農家の方の農地取得後の基準経営面積は、原則としては、農業委員会が定める別表第1の基準経営面積、これは作物にかかわらず100アール(1町)と定めておりますが、あっせん基準細則の3番の(1)から(3)までは、この基準経営面積の例外規定を定める条文となります。細則の(1)は、最後の句読点を削除しただけとなります。細則の(2)では、改正前は、「経営の規模拡大の目標として委員会が定める経営面積を超えている農業を営む者が多い場合」という文章で終わっていたのですが、国の「要領の運用について」では、続きがございまして、左側の改正後の文章がそれにあたります。何らかの行き違いで、文章が途中で終わったままになっていたのかもしれないのですが、いずれにせよ、国の方が意味がわかりやすいかと思ひまして、国の方に合わせて文言を追加いたしました。次の2ページの(3)は、新規就農希望者の場合は、例外として、経営基準面積が50アール、という規定となっております。こちらにつきましては、新規就農希望者は、国の要領では、「新たに農業経営を行おうとする者(その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。)」と規定されてございまして、特に下限面積の要件を設けていないことから、50アールという規定を変更することとしました。しかし、それですと、新規就農希望者の方が将来的にどのような計画を持っていて、どのように農業経営をしていくつもりなのかなど、信用性等の判断が難しい面がありますので、下限面積ではなく、農林水産課で認定している「青年等就農計画」の認定を受けられた方、を要件とすることとしました。青年等就農計画の認定の過程で、どのような営農計画で、どのような収支の見込みを立て、農業経営をしていくつもりなのかなどを審査いたしますので、しっかりとした目標や計画性がある方から見極めるための判断基準になるのではないかと考えまして、このように変更いたしました。ただ、実際には、新規就農希望者の方にあっせんするという事は、本市では実例がなく、未知数でございまして、あっせん候補者として、名簿を作成する際には、認定農業者の方がメインになるのではないかと考えております。その次の(4)の施設園芸など集約型農業を営もうとする者、につきましては、国の方にも定めがございませぬので、合わせて削除させていただきました。

次に2ページの細則の4番でございまして、改正前のあっせん基準の4番の(1)に、農業を営む者を第1順位とする、と規定されてございまして、その農業を営む者の中での順位が1位から4位まで規定されていたのですが、改正後は、認定農業者又は認定就農者が優先されるというような規定になりましたので、この細則の4番自体を削除いたしました。このことから、改正前の5番が改正後の4番になるというふうに、1番ずつ繰り上げるようになります。

それから、2ページの下段、改正後の6番は、交換の場合の例外規定ということで、もともと国の「要領の運用について」には規定があったのですが、委員会のあっせん基準や細則には規定がございませぬので、今回、新設ということで、追加させていただきました。

次の3ページは、省略させていただきます。

4ページ以降は、別表や様式となりますが、あっせん基準や細則の本文の内容の変更を反映させたり、軽微な文言の修正をしたものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上となりますが、最初にご説明したとおり、この後、ご審議いただいたあっせん基準の改正案を県に提出し、変更の認定を受けてからの運用となりますので、宜しくお願いいたします。

以上でございます。

#### **職務代理者（豊田副会長）**

ただいま、事務局より「小松島市農地移動適正化あっせん基準及び小松島市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」の実施について、説明がありました。

何かご質疑、ご意見等はございませんか。

#### **宮城推進委員**

すみません。あっせん委員の指名というのがありますよね。これを1名指名するということは、必ず指名せんといかんということですか。地区によって、和田島は2名おるんですけど。

#### **事務局（次長）**

1名以上というのは、地域によって推進委員が1名の地区がありますので、その場合は1名で、2名以上の場合は、2名を指名するようになるかと思えます。

#### **宮城推進委員**

自動的に指名されるということか。

#### **事務局（次長）**

自動的にというか、会長が指名するとは決められているのですが、推進委員は各地域で担当が決まっているため、申請地の地番に応じて、担当委員を指名させていただくことになります。担当以外の地域の委員を指名するということはないかと思えます。

#### **事務局（局長）**

色々ご説明しましたが、大きいところで言いますと、小松島市農業委員会が定めていたのが農業経営で青壮年の家族がいる家庭でないとあっせんの受け手になれないとか、60歳以上のときは後継者がいないと受けられないとか、そういった規定は今の時代にそぐわないというところで、その辺を削除させていただき、受け手を広い範囲としてあっせんができればというところでの改正となっております。後は、さっきご説明したように、地域計画がありますので、地域計画に位置付けられたというところでの変更となっております。

#### **17番 森委員**

ちょっと気になったんですけど。細則の2ページ目の3の(3)の新規就農希望者については青年等就農計画の認定を受けていること、ということで独自に入れたということなんですけどもこれは地域計画うんぬんのこともあるけれども、今の新規就農希望者というのが、だいたい即そういうしっかりした営農ができるというわけじゃないかと思うので、そこをそう妨げるようなことにならないかちょっと懸念しています。

#### **事務局（局長）**

新規就農希望者でこの度もいろいろあったということでの発言かと思うんですけど、我々も新規就農希望者を何もなしにいきなり新しく農業をしたいんです、受け手になりたいんです、と言われる方に、いなりに、では、あっせんで農地取得というところでなく、ちゃんと農業ができるのかというところを確認させていただくために、農林水産課が行っている新規就農の面接とか、資料を見て面接とかやっていますので、農林水産課が承認しているということを条件に意欲と生産能力があるという判断をさせていただいて、その方が新しく担い手となるところでの判断をさせていただくということで、まあ、その方が確実に計画どおりできるのか、と言われてましたら、その辺は未知数な部分ではあるんですが、何も審査なく、あっせんの受け手になるということは妨げたいというところで、この決まりというのを決めさせていただいたところでございます。

**職務代理人（豊田副会長）**

ほかに、何かご質問はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**職務代理人（豊田副会長）**

それでは、ほかにご意見等ないようですので、事務局案を承認いたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後 2 時 6 分

会議録署名委員            6 番   原 美智子   委員        1 4 番   川瀬 益栄   委員